



株主総会招集通知、事業報告作成上の留意点

2018 年 3 月 13 日
三井住友信託銀行
証券代行コンサルティング部
茂木 美樹

三井住友信託銀行

<本資料で用いる法令等表記>

法令	本文中の記載	括弧内の記載
会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）	会社法	会社法
会社法施行規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 12 号）	施行規則	施行規則
会社計算規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）	計算規則	計算規則
会社法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号）	改正会社法	改正会社法
会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年 2 月 6 日法務省令第 6 号）の施行規則部分	改正施行規則	改正施行規則
会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年 2 月 6 日法務省令第 6 号）の計算規則部分	改正計算規則	改正計算規則
平成 17 年法律第 87 号による改正前の商法	旧商法	旧商法
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和 49 年 4 月 2 日法律第 22 号）	旧商法特例法	旧商法特例法
会社法施行規則附則 10 条の規定による改正前の商法施行規則	旧商法施行規則	旧商法施行規則
金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）	金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令（昭和 40 年 9 月 30 日政令第 321 号）	金融商品取引法施行令	金商法施行令
東京証券取引所・有価証券上場規程	上場規程	上場規程
東京証券取引所・有価証券上場規程施行規則	上場規程施行規則	上場規程施行規則

I 狭義の総招集通知

1 狭義の招集通知に係る規定

株主総会の招集の決定事項〔会社法 298 条 1 項〕は、取締役会の決議により決定し〔同条 4 項〕、株主総会の招集の通知¹には、その決定事項を記載または記録しなければならない〔会社法 299 条 4 項〕。

<会社法>

条	項	号	規定の内容	実務対応等
298	1	柱	株主総会を招集する場合、次に掲げる事項を定めなければならない。	
		1	株主総会の日時および場所	
		2	〃 目的事項	
		3	書面投票によるときは、その旨	書面投票制度の強制適用会社〔会社法 298 条 2 項本文〕であっても、本規定が適用。
		4	電子投票によるときは、その旨	
		5	上記のほか、 法務省令（施行規則 63 条） で定める事項	

施行規則 63 条で定める事項		施 63 条
⑥	定時株主総会を前事業年度の開催応当日と著しく離れた日に開催するときは、その日時を決定した理由	1 号イ
⑦	定時株主総会を集中日に開催するのに特に理由があるときは、当該理由（特に理由がある場合に限る）	1 号ロ
⑧	株主総会を従来と著しく離れた場所で開催するときは、その場所を決定した理由	2 号
⑨	書面投票または電子投票を採用したときは、株主総会参考書類に記載すべき事項	3 号イ
⑩	書面投票の行使期限を定めるときは、その期限	3 号ロ

¹ 狭義の招集通知を示す。

⑪ 電子投票の行使期限を定めるときは、その期限	3号ハ
⑫ 議決権行使書に賛否の表示がない場合の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容	3号二
⑬ インターネット開示により株主総会参考書類に記載しないものとする事項	3号ホ

⑭ 書面投票の重複行使または電子投票の重複行使をした場合の取扱いについて定めたときは、その取扱いの内容	3号ヘ
⑮ 招集通知の電子化を承諾した株主について請求があった時に議決権行使書面を交付することとするときは、その旨	4号イ
⑯ 書面投票と電子投票を重複行使した場合の取扱いについて定めたときは、その取扱いの内容	4号ロ
⑰ 代理人による議決権行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、その事項	5号
⑱ 議決権の不統一行使を行う場合の通知の方法を定めるときは、その方法	6号
⑲（書面投票・電子投票を採用しない場合、所定の議案の概要）	7号

⑩⑪⑫⑭：定款に定めがある場合またはこれらの事項の決定を取締役に委任した場合を除く

⑮⑯⑰⑱：定款に定めがある場合を除く

2 狭義の招集通知

株主各位 証券コード〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇株式会社 取締役社長 〇〇〇〇 第〇回定時株主総会招集ご通知	発出日 議決権行使の期限として「特定の時」を定めるときは特定の時が属する日と招集通知の発出日との間に2週間を置く（会社法299条1項、施行規則63条3号ロ・ハ）。 招集者 会社の登記上の本店所在地、商号、定款に定める招集者を記載（実際の本社事務所がある場合は、これを括弧書等で併記することもある）。
拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。 さて、当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。 なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット（*）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って平成〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時までに議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。 敬 具	冒頭挨拶 「お慶び」を含まない対応を続ける会社が現在も多数。全株懇モデルでも採用。 書面投票のみによる場合 本【記載例】における下線部分は不要。また、波下線部分を「同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時までに到着するようご返送ください」に変更。
記 1. 日 時 平成〇年〇月〇日（〇曜日）午前〇時 2. 場 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 当社会議室 (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。) 3. 目的事項 報告事項 1. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）計算書類報告の件 <続く>	議決権行使期限 行使期限を定めたときはその「特定の時」、定めないときは、総会日時の直前営業時間の終了時（施行規則69条・70条）を記載。議決権行使書面に記載の場合も重複し記載するのが普通。 日時・場所 開催時刻や開催場所が前回と異なるときは、括弧書等で注意喚起文言を記載することが多い。 報告事項の〈別案〉 各監査報告を末尾に添付する場合に検討— 1. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

<続き>

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役○名選任の件
- 第4号議案 監査役○名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役○名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件
- 第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第9号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成○年○月○日（○曜日）午後○時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット（*）による議決権行使の場合

インターネット（*）により議決権を行使される場合には、別添（○頁）の【インターネット（*）により議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧の上、平成○年○月○日（○曜日）午後○時までに行使してください。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット（*）による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット（*）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他株主総会招集に関する事項

法令および当社定款第○条の規定に基づき、次に掲げる事項については、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.XXXXX.co.jp>）に掲載しております。

議案

書面投票・電子投票のいずれかを採用の場合、招集通知に「議案の概要」の記載は不要（施行規則 63 条 7 号）であり、議案は株主総会参考書類に記載する（同 73 条 1 項 1 号）。なお、同 64 条（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令）による場合は、招集通知に「議案の概要」の記載が必要。

書面投票と電子投票いずれも採用の場合

前頁の招集通知本文 6 行目の記載—「後述のご案内」—を受け、具体的な内容を記載。**書面投票のみの場合**は、本項目は不要。（1）を本文の方へ。

インターネット開示によるみなし提供を採用の場合

提供すべき株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の一部または全部につき、インターネット上のウェブサイトを開示することで、株主に対し提供したものとみなすことができる（施行規則 63 条 3 号ホ、同 94 条）

株主総会参考書類のインターネット開示

招集の決定事項となる（施行規則 63 条 3 号ホ）。みなし提供する部分を狭義の招集通知に記載することが必要。

<続く>

<続き>

- (1) 株主総会参考書類に関する事項
(略)
- (2) 事業報告に関する事項
(略)
- (3) 計算書類に関する事項
(略)
- (4) 連結計算書類に関する事項
(略)

6. 本株主総会の招集事項に関する決定理由(下記を決定した理由)

- (1) 本株主総会の開催日を第△回定時株主総会日の応答日と著しく離れた日とした理由
...
- (2) 本株主総会の開催日を平成 30 年 6 月 28 日とした理由
...
- (3) 本株主総会の開催場所を〇〇とした理由
...

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.XXXXX.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(*) について、議決権電子行使プラットフォーム採用の場合には、「書面またはインターネット(*)」を「書面またはインターネット等」とする。

招集通知の脚注(一般的な記載事項)

「会場受付での株主資格の確認方法」、「修正事項を株主に周知させる方法(施行規則 65 条 3 項・同 133 条 6 項・計算規則 133 条 7 項・同 134 条 7 項)」を記載するのが一般的。

株主総会参考書類以外の部分のインターネット開示

招集の決定事項ではないが、その採用は、重要な業務執行として取締役会決議が必要と解される。法令上はインターネット開示のためのアドレスの株主への通知のみが必要であり(施行規則 133 条 4 項、計算規則 133 条 5 項・134 条 5 項)、この記載箇所については特段の定めはない。「招集通知の脚注」に記載することもできる。

以上

~~~~~

◎ ... (略)

◎ 当社は、法令および定款第〇条の規定に基づき、提供書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://〇〇>)に掲載しておりますので、本株主総会の提供書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

**株主総会の招集事項に関する決定理由**

「前回定時株主総会の応答日との乖離状況」、「今回定時株主総会の集中日開催状況」、「今回定時株主総会についての過去の開催地との異動状況」に応じ、その決定した理由を記載(施行規則 63 条 1 号・2 号): 左記(2)の記載例なし。該当が、左記(1)~(3)のうちひとつの場合には、当該項目の表記を直接「6.」とすることが考えられる。

以上

「以上」までが、狭義の招集通知の内容。



## 【その他の記載例】招集通知の脚注

### 【記載例】招集通知を持参することのお願い

◎当日ご出席の際は、…議決権行使書用紙を…お願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

### 【記載例】受付開始時刻・混雑緩和・予備会場（脚注を使わず、日時、場所の箇所の注記として記載する方法もある。）

◎当日ご出席の際は、…議決権行使書用紙を…お願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前 9 時を予定しております。

◎開会直前は会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。

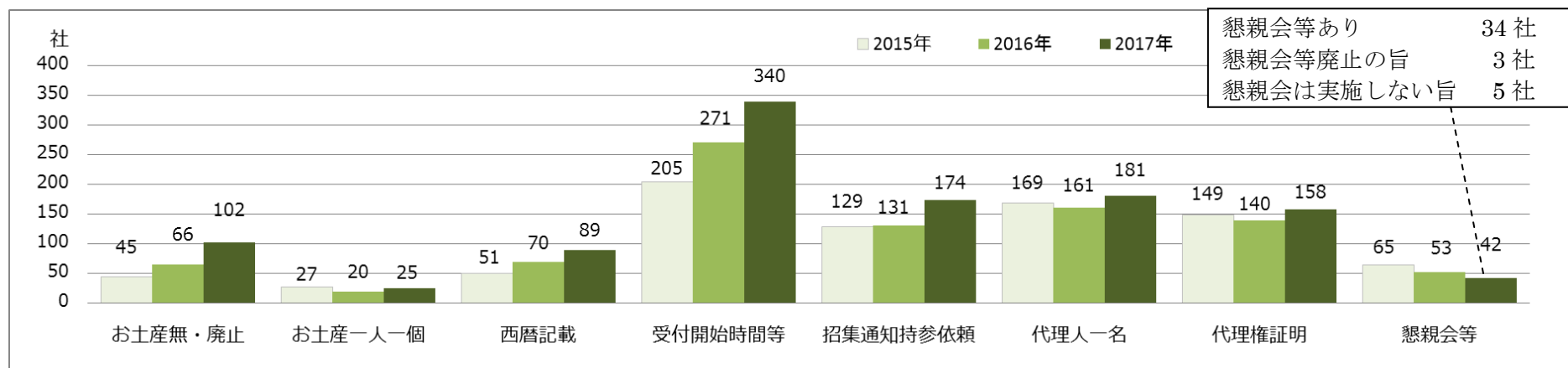
◎会場である「〇〇の間」が満席となった場合は、第 2 会場をご案内させていただきます。

### 【記載例】お土産を廃止する旨・個数につき限定する旨

◎昨今の厳しい経済環境に鑑み、本定時株主総会より、総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき 1 個とさせていただきます。

## <ご参考> 必要に応じて記載される招集通知の記載事項



（出所）弊社グループご委託会社・2017 年 3 月決算上場会社（977 社）。



## Ⅱ 事業報告

### 1 法定記載事項

事業報告（その附属明細書を含む。）の記載事項については、施行規則118条から128条に定められており、会社が公開会社であるかどうか、どのような機関設計を採用しているかによって適用される条項が異なっている。

事業報告の記載事項を定める施行規則の構造は、以下の表のとおりである。

| 条文    |       | 記載事項                                                     |
|-------|-------|----------------------------------------------------------|
| 118 条 |       | 通則                                                       |
|       | 1     | 株式会社の状況に関する重要な事項                                         |
|       | 2     | 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定または決議の内容の概要および当該体制の運用状況の概要 |
|       | 3     | 株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容の概要等              |
|       | 4     | 特定完全子会社に関する事項                                            |
|       | 5     | 親会社との間の取引に関する事項                                          |
| 119 条 |       | 公開会社の特則                                                  |
|       | 120 条 | 株式会社の現況に関する事項                                            |
|       | 121 条 | 株式会社の会社役員に関する事項                                          |
|       | 122 条 | 株式会社の株式に関する事項                                            |
|       | 123 条 | 株式会社の新株予約権等に関する事項                                        |
|       | 124 条 | 社外役員を設けた株式会社の特則                                          |
| 125 条 |       | 会計参与設置会社における事業報告の内容                                      |
| 126 条 |       | 会計監査人設置会社における事業内容の報告                                     |
| 128 条 |       | 事業報告の附属明細書の内容                                            |

## 2 企業集団の現況に関する事項(施行規則120条)

会社の現況に関する事項として、以下の事項を記載する（施行規則120条1項）。なお、会社の事業が2以上の部門に分かれている場合は、部門別に記載することが困難である場合を除き、部門別に区分した事項をもって記載する（施行規則120条1項）。

連結計算書類作成会社においては、会社単体の記載に代えて、以下の事項については会社および子会社からなる企業集団の現況に関する事項を記載することができ、以下の事項のすべてを企業集団の現況で記載した場合に限り、それぞれの単体の記載を省略することができる（施行規則120条2項）。

|   | 記載事項                                                                                                                       | 根拠条文         |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ① | 主要な事業内容                                                                                                                    | 施行規則120条1項1号 |
| ② | 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況                                                                                                      | 施行規則120条1項2号 |
| ③ | 主要な借入先があるときは、その借入先および借入額                                                                                                   | 施行規則120条1項3号 |
| ④ | 事業の経過および成果                                                                                                                 | 施行規則120条1項4号 |
| ⑤ | 資金調達の状況、設備投資の状況、事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 | 施行規則120条1項5号 |
| ⑥ | 直前三事業年度の財産および損益の状況                                                                                                         | 施行規則120条1項6号 |
| ⑦ | 重要な親会社および子会社の状況                                                                                                            | 施行規則120条1項7号 |
| ⑧ | 対処すべき課題                                                                                                                    | 施行規則120条1項8号 |
| ⑨ | その他会社の現況に関する重要な事項                                                                                                          | 施行規則120条1項9号 |

## (1) 事業の経過および成果（施行規則 120 条 1 項 4 号）

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、…（略）…

〇〇業界におきましては、…（略）…

このような状況のもと、当社グループは、…（略）…

以上の結果、当連結会計年度における売上高は〇億〇百万円（前年度比〇.〇%増）、営業利益は〇〇百万円（前年度比〇.〇%増）、経常利益は〇〇百万円（前年度比〇.〇%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は〇〇百万円（前年度比〇.〇%増）となりました。

#### 〔部門別の売上高〕

| 部門 | 金額（百万円） | 構成比（%） | 前年度比（%） |
|----|---------|--------|---------|
|    |         |        |         |
|    |         |        |         |
|    |         |        |         |

#### 〔説明〕

各事業年度に係る連結計算書類の作成に係る期間を「連結会計年度」という（計算規則 62 条）。

全般的な事業の状況として、当連結会計年度における以下のような内容を記載する。

①企業集団をめぐる経済環境

②業界の状況

③企業集団の状況（売上高や損益の状況を含む。）

また、上記の「事業の経過およびその成果」に加え、事業部門別の売上高を一覧表形式で記載する。前期との比較については、「前年度比（%）」とするほか「前連結会計年度比（%）」とすることも考えられる。なお、事業部門別の損益の状況の記載は要しないが、営業利益（セグメント利益）を記載する会社は少なくない。

## (2) 設備投資の状況 (施行規則 120 条 1 項 5 号ロ)

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は○百万円であり、その主なものは… (略) …

#### 〔説明〕

当連結会計年度における設備投資について記載する。なお、「重要なものに限る」(施行規則 120 条 1 項 5 号柱書)とされているので、重要性に乏しいと判断すれば記載しなくてもよい。

具体的には、企業集団の生産能力に大幅な変動が生じうる以下のような内容を記載する。事業部門が分かれている場合には、その属する事業部門の名称を記載する。

- ①当連結会計年度中に完成した主要設備
- ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充
- ③生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害による滅失

## (3) 資金調達の状況 (施行規則 120 条 1 項 5 号イ)

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

#### 〔説明〕

当連結会計年度における主要な設備投資に充当するための増資、社債発行および巨額の長期借入について記載する。なお、「重要なものに限る」(施行規則 120 条 1 項 5 号柱書)とされているので、運転資金のような経常的な資金調達については記載を要しない。

#### (4) 事業の譲渡等の状況（施行規則 120 条 1 項 5 号ハ～ヘ）

##### (4) 事業の譲渡等の状況

- ①事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
…（略）…
- ②他の会社の事業の譲受けの状況  
…（略）…
- ③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
…（略）…
- ④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
…（略）…

##### 〔説明〕

当連結会計年度において、以下のような事業の譲渡や合併等の組織再編があった場合には、これらの状況を記載する。

①事業の譲渡、吸収分割または新設分割（施行規則 120 条 1 項 5 号ハ）

②他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け（施行規則 120 条 1 項 5 号二）ご参照。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継（施行規則 120 条 1 項 5 号ホ）。

④他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分（施行規則 120 条 1 項 5 号ヘ）。

これらは「重要なものに限る」（施行規則 120 条 1 項 5 号柱書）とされているので、重要性に乏しいと判断すれば記載しなくてもよい。

事業の譲渡や合併等の組織再編については、「（1）事業の経過および成果」や「（5）対処すべき課題」において記載することも考えられ、株式等の取得または処分により子会社の異動が生じる場合は「（7）重要な親会社および子会社の状況」に記載することも考えられる。

(5) 対処すべき課題（施行規則 120 条 1 項 8 号）

(5) 対処すべき課題  
…（略）…

〔説明〕

事業報告作成時点において、企業集団が克服すべき当面の主要課題を記載する。

(6) 財産および損益の状況（施行規則 120 条 1 項 6 号）

(6) 財産および損益の状況

| 区分                       | 平成○年度 | 平成○年度 | 平成○年度 | 平成○年度<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|-------|-------|-------|--------------------|
| 売上高（百万円）                 |       |       |       |                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益（百万円） |       |       |       |                    |
| 1 株当たり当期純利益（円）           |       |       |       |                    |
| 総資産（百万円）                 |       |       |       |                    |
| 純資産（百万円）                 |       |       |       |                    |
| 1 株当たり純資産額（円）            |       |       |       |                    |

〔説明〕

直前 3 連結会計年度（実務的には当連結会計年度を含めた 4 連結会計年度）についての財産および損益の推移を表形式により記載する。見出しを「直前 3 事業年度の財産および損益の状況」とすることも考えられる。

業績が著しく変動し、その要因が明らかなきときは、その要因を注記する。併せて当社の財産および損益の状況について記載することも考えられる。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（施行規則 118 条 4 号・5 号、施行規則 120 条 1 項 7 号）

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

ア. 親会社との関係

当社の親会社は〇〇株式会社で、当社の株式を〇, 〇〇〇株（議決権比率〇〇.〇〇%）保有しております。

当社は、同社と原材料の購入・製品の販売等の取引関係があり、「〇〇委託契約」を締結しております。また、当社〇〇工場は、同社から土地・建物を賃借し、…（略）…

イ. 親会社との間の取引に関する事項

(ア)取引等をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である〇〇株式会社との間で原材料の購入・製品の販売等を行っております。当該取引に当たっては、当社の利益を害することのないよう、…（略）…としております。

(イ)取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社との取引は……であることから、取締役会として当社の利益を害するものではないと判断しております。

(ウ)取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

…（略）…

②重要な子会社の状況

| 会社名    | 資本金  | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------|------|----------|---------|
| 〇〇株式会社 | 〇百万円 | 〇.〇〇%    | 〇〇の製造   |
| …（略）…  |      |          |         |
| 〇〇株式会社 | 〇百万円 | 〇.〇〇%    | 〇〇の販売   |

③特定完全子会社に関する事項

| 名称     | 住所             | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|--------|----------------|----------|---------|
| 〇〇株式会社 | 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号 | 〇〇百万円    | 〇〇百万円   |



〔説明〕

①親会社の状況（ア．親会社との関係の部分）・②重要な子会社の状況

親会社が存する場合には、親会社の持株数、議決権比率または出資比率、親会社との事業上の関係について記載する。

また、企業集団を構成する連結子会社のうち、重要な子会社について、会社名、資本金の額、当社の議決権比率または出資比率、主要な事業内容を表形式で記載する。

当連結会計年度中に親会社または子会社の異動が生じたときは、その内容も記載する。

イ．親会社等との間の取引に関する事項

当社とその親会社等との間の取引（当社と第三者との間の取引で当社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則 112 条 1 項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項 4 号から 6 号までおよび 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。）があるときは、「①親会社の状況」の次に項目「ア．親会社との関係」「イ．親会社等との間の取引に関する事項」を設けてイ．に掲げる事項を記載する。

- （ i ）取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）（施行規則 118 条 5 号イ）
- （ ii ）取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由（施行規則 118 条 5 号ロ）
- （ iii ）社外取締役を置く会社において、（ ii ）の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見（施行規則 118 条 5 号ハ）

③特定完全子会社に関する事項

完全親会社等(会社法 847 条の 3 第 2 項)がない株式会社に特定完全子会社がある場合は、項目「③特定完全子会社に関する事項」を設けて次に掲げる事項を記載する。

- （ i ）特定完全子会社の名称および住所（施行規則 118 条 4 号イ）
- （ ii ）当社およびその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額（施行規則 118 条 4 号ロ）
- （ iii ）当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額（施行規則 118 条 4 号ハ）

（注）特定完全子会社とは、いわゆる多重代表訴訟の対象となる完全子会社であり、当該事業年度の末日において、当社およびその完全子会社等（会社法 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。）における当社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1（会社法 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。

(8) 主要な事業内容（施行規則 120 条 1 項 1 号）

(8) 主要な事業内容（平成○年○月○日現在）

当社グループは、当社、連結子会社○社および持分法適用会社○社で構成され、…事業を中核として、これを補完する…事業およびその他の事業を展開しております。

〔説明〕

当連結会計年度の末日における企業集団の主要な事業内容を記載する。具体的には、事業部門別に、当連結会計年度の末日における主要な製品名または商品名、提供するサービスの内容を記載する。

(9) 主要な営業所および工場（施行規則 120 条 1 項 2 号）

(9) 主要な営業所および工場（平成○年○月○日現在）

|     |        |                |
|-----|--------|----------------|
| 当社  | 本社     | 東京都○区○町○丁目○番○号 |
|     | 支社     | …（略）…          |
|     | 工場     | …（略）…          |
| 子会社 | ○○株式会社 | …（略）…          |
|     | …（略）…  |                |
|     | ○○株式会社 | …（略）…          |

〔説明〕

当連結会計年度の末日における企業集団を構成する各社の主要な営業所および工場の名称とその所在地について、当社と子会社に分けて記載する。業態によっては営業所や工場といった表現が馴染まないこともあり、その場合には適宜変更する。

所在地は都道府県名や市区までの記載に留めることでよい。海外の支店・工場や海外子会社の所在地についても、国名や州・省・市までの記載に留めることでよい。

なお、新設・移転・統廃合等があった場合には、これらを注記すること考えられる。

また、支店等が多い会社にあつては、地域別店舗数、国別事業所数などの記載に留めることも考えられる。

(10) 従業員の状況（施行規則 120 条 1 項 2 号）

(10) 従業員の状況（平成○年○月○日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| ○名   | ○名増         |

（注）上記のほか、臨時従業員は○人（1 人 1 日 8 時間換算）であります。

〔説明〕

見出しについて、施行規則上は「使用人の状況」であるが、「従業員の状況」と表記している。

当連結会計年度の末日における企業集団の従業員数および前連結会計年度末比増減を記載する。企業集団に属する会社数が多い場合には、企業集団の従業員の平均年齢および平均勤続年数の把握が困難であることから、これらについての記載は省略して差し支えない。

従業員の構成その他の状況に大幅な変動が生じた場合には、その旨を注記する。また、臨時従業員、出向、パートなどの人数について注記することもある。

併せて当社の従業員の状況として、従業員数、前事業年度末比増減、平均年齢および平均勤続年数について記載することもある。

(11) 主要な借入先（施行規則 120 条 1 項 3 号）

(11) 主要な借入先（平成○年○月○日現在）

| 借入先      | 借入額   |
|----------|-------|
| 株式会社○○銀行 | ○○百万円 |
| …（略）…    |       |
| 株式会社○○銀行 | ○○百万円 |

〔説明〕

当連結会計年度の末日において、企業集団に主要な借入先があるときは、その借入先と借入額を記載する。

企業集団の資金調達において銀行等からの借入金が重要性を有する場合に、当連結会計年度の末日における主要な借入先からの借入額を記載する。一般的には借入額の多い順に記載する。

実質上の無借金会社においては本項目の記載を要しない。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項（施行規則 120 条 1 項 9 号）

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成○年○月○日開催の取締役会において、平成○年○月○付で…の実施を決議しております。

〔説明〕

当連結会計年度末日後、事業報告作成時点までに生じた「翌連結会計年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象」以外の事象のうち重要なもの（いわゆる後発事象やその他の決議等）を記載する。また、当連結会計年度における訴訟の提起・判決・和解、事故・不祥事、社会貢献等について記載することが考えられる。独立した項目とせずに、「(1) 事業の経過および成果」や「(5) 対処すべき課題」等に記載することもある。

### 3 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数（施行規則 122 条 2 号）
- (2) 発行済株式の総数（施行規則 122 条 2 号）
- (3) 株主数（施行規則 122 条 2 号）
- (4) 大株主（施行規則 122 条 1 号）
- (5) その他株式に関する重要な事項（施行規則 122 条 2 号）

#### 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数           ○, ○○○, ○○○株
- (2) 発行済株式の総数           ○, ○○○, ○○○株
- (3) 株主数                   ○, ○○○名
- (4) 大株主（上位 10 名）

| 株主名     | 持株数       | 持株比率  |
|---------|-----------|-------|
| ○○○○    | ○○○, ○○○株 | ○.○○% |
| … (略) … |           |       |
| ○○○○    | ○○○, ○○○株 | ○.○○% |

（注）持株比率は、自己株式○, ○○○株を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成○年○月○日開催の取締役会の決議に基づき、平成○年○月○日付で自己株式○○, ○○○株を消却しております。

#### 〔説明〕

株式に関する重要な事項（施行規則 122 条 2 号）として、発行可能株式総数、発行済株式の総数および事業年度の末日における株主数について記載する。

発行済株式の総数については、内訳として自己株式の数を記載することもある。

当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる 10 名の株主の氏名または名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数を含む。）および当該株主の有する株式に係る当該割合を記載する（施行規則 122 条 1 号）。

また、持株比率の計算にあつては、発行済株式の総数から自己株式の数を控除している旨を注記することが考えられる。さらに、自社が上位 10 名の大株主に該当する場合には、自社は表の中に含めていない旨を注記することが考えられる。

## 4 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況（施行規則 123 条 1 号）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

| 区分            | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 行使期間                  | 行使価額     | 保有する者の人数 |
|---------------|---------|----------------------|-----------------------|----------|----------|
| 取締役（社外取締役を除く） | ○個      | 普通株式<br>○株           | 平成○年○月○日<br>～平成○年○月○日 | 1 株につき○円 | ○名       |
| 社外取締役         | ○個      | 普通株式<br>○株           | 平成○年○月○日<br>～平成○年○月○日 | 1 株につき○円 | ○名       |
| 監査役           | ○個      | 普通株式<br>○株           | 平成○年○月○日<br>～平成○年○月○日 | 1 株につき○円 | ○名       |
| 計             | ○個      | 普通株式<br>○株           |                       |          | ○名       |

(注) 1.新株予約権の行使の条件は、…（略）…。

2.新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなった新株予約権は、当社が無償で取得することができる。

〔説明〕

新株予約権等の状況として、

当事業年度の末日において当社役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）につき、取締役（社外役員を除く。）、社外取締役（社外役員に限る。）、取締役以外の役員に区分して、新株予約権の内容の概要および新株予約権を有する者の人数を記載する。（注）取締役以外の役員とは、監査役である。

新株予約権の内容の概要として、新株予約権の目的となる株式の種類および数のほか、行使価額や行使期間を記載する。発行回次ごとに行使価額や行使期間が異なることから、取締役、社外取締役および監査役等に区分して、発行回次ごとに、行使価額、行使期間、個数および保有する者の人数を表形式で記載する。

目的となる株式の種類および数については、目的となる株式の種類が共通であれば合算した数を記載することで足りる。

施行規則 123 条 1 項 1 号では、「会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）」となっているので、事業年度の末日より前に退任した会社役員が有していた新株予約権は記載の対象ではない。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況（施行規則 123 条 2 号）

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

| 区分                  | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 行使期間                  | 行使価額     | 交付した者の人数 |
|---------------------|---------|----------------------|-----------------------|----------|----------|
| 当社従業員               | ○個      | 普通株式<br>○株           | 平成○年○月○日<br>～平成○年○月○日 | 1 株につき○円 | ○名       |
| 子会社の取締役・<br>監査役・従業員 | ○個      | 普通株式<br>○株           | 平成○年○月○日<br>～平成○年○月○日 | 1 株につき○円 | ○名       |
| 計                   | ○個      | 普通株式<br>○株           |                       |          | ○名       |

(注) 1.新株予約権の行使の条件は、…（略）…。

2.新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなった新株予約権は、当社が無償で取得することができる。

〔説明〕

新株予約権等の状況として、事業年度中に、当社の使用人、**子会社の役員および使用人に対して新株予約権を交付したときは、その区分ごとの新株予約権の内容の概要および新株予約権を交付した者の人数を記載する。**施行規則上は「使用人」であるが、「従業員」と表記することもある。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（施行規則 123 条 3 号）

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成○年○月○日開催の取締役会決議に基づき発行した第○回転換社債型新株予約権付社債につきましては、平成○年○月○日に行使期間が終了し、平成○年○月○日に満期償還しております。

〔説明〕

「(3) その他新株予約権等に関する重要な事項」として、新株予約権付社債等について記載することが考えられる。



## 5 会社役員に関する事項

会社役員に関する事項として、以下の事項を記載する（施行規則 121 条）。

ただし、①②③⑧および⑨の記載については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている。

|   | 記載事項                                                                                                                                                                | 根拠条文            |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ① | 会社役員の氏名                                                                                                                                                             | 施行規則 121 条 1 号  |
| ② | 会社役員の地位および担当                                                                                                                                                        | 施行規則 121 条 2 号  |
| ③ | 会社役員と当社との間で責任限定契約（会社法 427 条 1 項）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）                                                   | 施行規則 121 条 3 号  |
| ④ | 当事業年度に係る会社役員の報酬等                                                                                                                                                    | 施行規則 121 条 4 号  |
| ⑤ | 当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等（④により当事業年度に係る事業報告の内容とする報酬等および当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等を除く。）                                                                | 施行規則 121 条 5 号  |
| ⑥ | 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要                                                                                                    | 施行規則 121 条 6 号  |
| ⑦ | 辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、その会社役員の氏名、監査役に意見があるときはその意見の内容、監査役が辞任後最初に招集される株主総会において述べる辞任の理由があるときはその理由（当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。） | 施行規則 121 条 7 号  |
| ⑧ | 当事業年度に係る会社役員の重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 施行規則 121 条 8 号  |
| ⑨ | 会社役員のうち監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実                                                                                                                    | 施行規則 121 条 9 号  |
| ⑩ | 上記のほか、会社役員に関する重要な事項                                                                                                                                                 | 施行規則 121 条 11 号 |

(1) 取締役および監査役の氏名等（施行規則 121 条 1～2 号・7～9 号）

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名   | 地位      | 担当     | 重要な兼職の状況         |
|------|---------|--------|------------------|
| 〇〇〇〇 | 代表取締役社長 |        |                  |
| 〇〇〇〇 | 専務取締役   | 経営企画部長 |                  |
| 〇〇〇〇 | 常務取締役   | 管理本部長  |                  |
| 〇〇〇〇 | 取締役     | 営業本部長  |                  |
| 〇〇〇〇 | 取締役     | 人事部長   |                  |
| 〇〇〇〇 | 取締役     |        | 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 |
| 〇〇〇〇 | 常勤監査役   |        | 〇〇法律事務所 弁護士      |
| 〇〇〇〇 | 監査役     |        | 株式会社〇〇〇〇 社外監査役   |
| 〇〇〇〇 | 監査役     |        | 〇〇公認会計士事務所 公認会計士 |

(注) 1.取締役〇〇〇〇氏は、社外取締役であります。

2.監査役〇〇〇〇氏および〇〇〇〇氏は、社外監査役であります。

3.監査役〇〇〇〇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4.取締役〇〇〇〇氏ならびに監査役〇〇〇〇氏および〇〇〇〇氏は、東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。

5.当社は、取締役〇〇〇〇氏および各監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金〇円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6.平成〇年〇月〇日開催の当社第〇回定時株主総会終結の時をもって、取締役〇〇〇〇氏は辞任いたしました。

7.当事業年度中に取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏名   | 地位、担当および重要な兼職の状況 |         |           |
|------|------------------|---------|-----------|
|      | 変更前              | 変更後     | 異動年月日     |
| 〇〇〇〇 | 取締役〇〇部長          | 取締役〇〇部長 | 平成〇年〇月〇日付 |

## 〔説明〕

### ① 「氏名」、「地位」、「担当」および「重要な兼職の状況」

表形式で記載する。

記載の対象となる会社役員は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られ（施行規則 121 条 1 号括弧書）、当事業年度の末日に在任していない者も含まれるが、表に記載する会社役員は、簡潔明瞭な記載という観点から当事業年度の末日に在任する者に限定している。なお、当事業年度中に異動があれば、注記で異動の状況について記載する。

#### 地位・担当

社長、専務等の役付をいい、担当とは、管理部門担当や営業部門担当とされているときはその担当を記載し、使用人兼務取締役として本部長や部長を兼務しているときはそれらを記載すべきとされている（弥永真生「コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則[第 2 版]」603 頁）。監査役の場合は、「監査役」または「常勤監査役」と記載する。

#### 重要な兼職の状況の重要性

兼務先の重要性（取引上の重要性など）、兼務先での職務の重要性、兼務先での職務に費やす時間などを考慮して判断することが考えられる。社外役員の場合、弁護士、公認会計士や、大学教授、団体役員などの本業については、重要な兼職として記載すべきものと考えられる。このほか、競業関係にある先および利益相反関係にある先との兼職は、重要な兼職と解される（ただし、監査役については競業や利益相反は通常想定されない。）。

### ② 監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実」

表の注記として記載する。

記載の対象となる会社役員は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られ（施行規則 121 条 1 号括弧書）、当事業年度の末日に在任していない者も含まれる。

#### 知見について

公認会計士、税理士などの資格を有している者に限られず、経理部門に長年勤務し、実質的に実務に携わっていたような場合も、財務および会計に関する相当程度の知見を有していると解される。

③ 「社外取締役や社外監査役である場合はその旨」、「独立役員である旨」

表の注記として記載する。

独立役員

上場会社は、証券取引所の上場規則に基づき、独立役員に関する情報および社外役員の独立性に関する情報を、株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めるものとされている（上場規則 445 条の 6）。施行規則に基づき記載が義務づけられている事項ではないものの、社外役員のうち誰が独立役員であるかを注記することが望まれる。

④ 「辞任」

表の注記として記載する。

a 表に記載されている会社役員が辞任している場合

当事業年度終了後、事業報告作成時点までに辞任している場合は、①から③までの事項のほか、辞任した旨を注記する。

さらに、監査役の場合は、監査役に意見があるときはその意見の内容、辞任監査役が辞任後最初に招集される株主総会において述べる辞任の理由があるときはその理由を注記する（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）（施行規則 121 条 7 号ロ・ハ）。

b 表に記載されていない会社役員が当事業年度の末日までに辞任している場合

（a）直前の定時総会の終結の日以前に辞任した場合

その氏名、辞任した旨を注記する。

さらに、監査役の場合は、監査役に意見があるときはその意見の内容、辞任監査役が辞任後最初に招集される株主総会において述べる辞任の理由があるときはその理由を注記する（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）（施行規則 121 条 7 号ロ・ハ）。

（b）直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたが事業年度の末日までに辞任した場合

その氏名、辞任した旨を記載する。

表に記載する会社役員は当事業年度の末日に在任する者に限定していることから、辞任した会社役員の地位、

担当、重要な兼職の状況および監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実が表中に記載されていない。

したがって、注記で、辞任した当該会社役員の氏名に加え、辞任時の地位、担当、重要な兼職の状況、監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実を記載する。

さらに、監査役の場合は、監査役に意見があるときはその意見の内容、辞任監査役が辞任後最初に招集される株主総会において述べる辞任の理由があるときはその理由を注記する（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）（施行規則 121 条 7 号ロ・ハ）。

#### ⑤「責任限定契約の内容の概要」（施行規則 121 条 3 号）

表の注記として記載するが、別の項目を立てることも考えられる。

会社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）や監査役との間で会社法 427 条 1 項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要を記載する。一般的に記載されることは稀であるが、当該契約によって社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容も記載する。

（注）「責任限定契約の内容の概要の記載箇所」

社外役員との間だけに責任限定契約の締結を限っている会社の場合には、「（3）社外役員に関する事項」に以下のように記載することも考えられる。

#### ＜責任限定契約の内容の概要を社外役員に関する事項に記載する場合＞

##### （3）社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社の関係

（略）

##### ②当事業年度における主な活動状況

（略）

##### ③責任限定契約

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償契約は、金〇円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

辞任した会社役員に関する法定記載事項（一部要約）（施行規則 121 条 7 号）

辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任されたものを除く）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く）を事業報告の内容としなければならない。

イ 当該会社役員の氏名（会計参与にあっては、氏名または名称）

□ 株主総会において、監査役（または会計参与）より、監査役（または会計参与）の選解任または辞任について意見があるときは、その意見の内容

ハ 辞任した監査役（または会計参与）が辞任後最初に招集される株主総会に出席して述べることができる辞任の理由があるときは、その理由



- ・一般的に、上記ロおよびハについて注記されることはない。
- ・前記限定および「当該事業年度中に」という限定がないことにより、当該事業年度の末日後の辞任等も記載するとともに、上記の意見または理由について余すことなく記載することが求められる。
- ・具体的には、①株主総会において述べられる予定の意見または理由が判明したという事象が発生した事業年度および②当該意見または理由が実際に株主総会において述べられたという事象が発生した事業年度に係る事業報告においてそれぞれ内容とすることになるが、両者の事象が同日の事業年度に発生した場合には、②のみを開示すればよく、前事業年度において開示された①の内容と②の内容が同一の場合は、重複した開示は不要とされている（小松岳志＝澁谷亮「事業報告の内容に関する規律の全体像」旬刊商事法務 1863 号 15 頁）。
- ・また、この関係で、取締役は、辞任した者に上記ハの株主総会を招集する旨およびその日時・場所を通知しなければならない（会社法 345 条 3 項・4 項）。



(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額（施行規則 121 条 4 号・5 号、124 条 1 項 5 号・6 号）

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区分               | 員数         | 支給額             |
|------------------|------------|-----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | ○名<br>(○名) | ○○百万円<br>(○百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | ○名<br>(○名) | ○○百万円<br>(○百万円) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | ○名<br>(○名) | ○○百万円<br>(○百万円) |

(注) 支給額には、次の金額を含めて記載しております。

1. 第○回定時株主総会において決議予定の役員賞与○○百万円（取締役○名に対して○○百万円、監査役○名に対して○百万円）
2. 当事業年度において費用計上したストック・オプションによる報酬額○○百万円（取締役○名に対して○○百万円、監査役○名に対して○百万円）
3. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した○○百万円（取締役○名に対して○○百万円、監査役○名に対して○百万円）

〔説明〕

「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益と定義されており（会社法 361 条 1 項）、当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等について、員数および支給額を表形式で記載する。

対象となる会社役員は、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者」に限られないため、直前の定時株主総会で任期満了等により退任した会社役員も含まれる。表中の員数は、当事業年度中に退任した者も含め、報酬等を支給された取締役および監査役の員数であり、無報酬の取締役および監査役は含めない。

社外取締役および社外監査役の報酬等については、両者を区別せず一括して記載することができるが、区別して記載してもよい。



使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む。）については、取締役の報酬等と合算して開示することは適切でないことから、報酬等には含まれていない旨を注記することが考えられる。また、使用人分給与（賞与を含む。）の額に重要性が認められる場合には、施行規則 121 条 11 号に基づき注記することが考えられる。株主総会で決議した取締役および監査役の報酬等の限度額を注記することが考えられる。

役員賞与については、当事業年度に支払われた額ではなく、当事業年度の業績を踏まえて支給する予定の額を支給額に含めて、その旨を注記する。

ストック・オプションについては、ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準委員会 企業会計基準第 8 号）に従い、会計上費用として計上した額を支給額に含めて、その旨を注記する。

役員退職慰労金については、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を支給額に含めて、その旨を注記する。

上記のほか、当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等がある場合には、その総額および報酬等を受けた会社役員の員数を記載する（施行規則 121 条 5 号）。当事業年度に係る事業報告の内容とする報酬等および当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等は除外する（施行規則 121 条 5 号括弧書）。

当事業年度において受けた報酬等の例として、当事業年度において受けた役員退職慰労金で、前事業年度までの事業報告に開示をしていないものなどが想定される。一方、当事業年度において受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の例として、事業報告を報告すべき定時株主総会において決議する予定の役員退職慰労金で、当事業年度の末日までに内規等により支給見込み額が明らかになっているものなどが想定される。

### (3) 社外役員に関する事項

会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、以下の事項を記載する（施行規則 124 条）。ただし、①から④の記載については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（施行規則 124 条 1 項 1 号括弧書）。

|   | 記載事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 根拠条文               |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ① | 社外役員が他の法人等の業務執行者であることが、重要な兼職（施行規則 121 条 8 号）に該当する場合は、当社と当該他の法人等との関係                                                                                                                                                                                                                                             | 施行規則 124 条 1 項 1 号 |
| ② | 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが、重要な兼職（施行規則 121 条 8 号）に該当する場合は、当社と当該他の法人等との関係                                                                                                                                                                                                                                | 施行規則 124 条 1 項 2 号 |
| ③ | 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）<br>・ 当社の親会社等（自然人であるものに限る。）（注）<br>・ 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く。）                                                                                                                                                             | 施行規則 124 条 1 項 3 号 |
| ④ | 各社外役員の当事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む。）<br>・ 取締役会および監査役会への出席の状況<br>・ 取締役会および監査役会における発言の状況<br>・ 社外役員の意見により当社の事業の方針または事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）<br>・ 当事業年度中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行（社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要 | 施行規則 124 条 1 項 4 号 |
| ⑤ | 当事業年度に係る社外役員の報酬等                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 施行規則 124 条 1 項 5 号 |
| ⑥ | 当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった社外役員の報酬等（⑤により当事業年度に係る事業報告の内容とする報酬等および当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等を除く。）                                                                                                                                                                                                            | 施行規則 124 条 1 項 6 号 |
| ⑦ | 社外役員が次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる区分に定めるものから当事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）<br>・ 当社に親会社等がある場合 親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く。）（注）<br>・ 当社に親会社等がない場合 当社の子会社                                                                                                                                             | 施行規則 124 条 1 項 7 号 |

|   |                                                                                                                                       |                    |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ⑧ | 社外役員についての上記①から⑦までの事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときは、その意見の内容                                                                                    | 施行規則 124 条 1 項 8 号 |
| ⑨ | 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であって金融商品取引法 24 条 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由(注) | 施行規則 124 条 2 項     |

①重要な兼職先と当社との関係（施行規則 124 条 1 項 1 号・2 号）

| (3) 社外役員に関する事項 |      |                               |                        |
|----------------|------|-------------------------------|------------------------|
| ①重要な兼職先と当社との関係 |      |                               |                        |
| 区分             | 氏名   | 重要な兼職先                        | 重要な兼職先と当社との関係          |
| 社外取締役          | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長              | …の取引関係があります。           |
| 社外監査役          | 〇〇〇〇 | 〇〇法律事務所 弁護士<br>株式会社〇〇〇〇 社外監査役 | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
|                | 〇〇〇〇 | 〇〇公認会計士事務所 公認会計士              | 重要な取引その他の関係はありません。     |

〔説明〕

社外役員が、他の法人等の業務執行者であること、他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが、それぞれ重要な兼職（施行規則 121 条 8 号）に該当する場合は、当社と兼職先（当該他の法人等）との関係を記載する（施行規則 124 条 1 項 1 号・2 号）。

②当事業年度における主な活動状況（施行規則 124 条 1 項 4 号）

| ②当事業年度における主な活動状況 |      |                                                                        |
|------------------|------|------------------------------------------------------------------------|
| 区分               | 氏名   | 主な活動状況                                                                 |
| 社外取締役            | 〇〇〇〇 | 当事業年度に開催された取締役会〇回のすべてに出席し、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。          |
| 社外監査役            | 〇〇〇〇 | 当事業年度に開催された取締役会〇回のうち〇回、監査役会〇回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。 |
|                  | 〇〇〇〇 | 就任後に開催された取締役会〇回のすべて、監査役会〇回のすべてに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。    |

〔説明〕

各社外役員の取締役会等への出席の状況および発言の状況については、社外取締役は取締役会の状況、社外監査役は取締役会および監査役会の状況をそれぞれ記載する。出席の状況については、開催回数および出席回数を記載することで、各社外役員の取締役会等への出欠状況が把握できるようにする。書面決議による取締役会（みなし取締役会決議）（会社法 370 条）は開催回数に含めない。発言の状況については、発言の具体的内容まで記載する必要はなく、どのような分野についてどのような発言をしたか等、発言の概要を記載することで足りる（相澤・論点解説 447 頁）。

一般的に記載されることはないが、社外役員の意見により当社の事業の方針または事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）を記載する（施行規則 124 条 1 項 4 号ハ）。

当事業年度中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行（社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を記載する（施行規則 124 条 1 項 4 号二）。

### ③特定関係事業者との関係等

社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載する（施行規則 124 条 1 項 3 号）。

イ 当社の親会社等（自然人であるものに限る。）

□ 当社または当社の特定関係事業者または役員（業務執行者であるものを除く。）

特定関係事業者とは、以下に掲げるものをいう（施行規則 2 条 3 項 19 号）。

|   |                                                                                                                                                                   |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 次の(1)または(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)または(2)に定めるもの<br>(1)当社に親会社等がある場合 親会社等ならびに親会社等の子会社等（当社を除く。）および関連会社（親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）<br>(2)当社に親会社等がない場合 当社の子会社および関連会社 |
| □ | 当社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）                                                                                                                                        |

「知っているとき」とは、施行規則 124 条 1 項 3 号のような事項が開示事項とされていることを前提として行われる調査の結果として知っている場合を指すものとされている（相澤哲＝郡谷大輔「事業報告〔上〕」商事法務 1762 号 11 頁）。

「重要でないもの」は記載を要しないが、重要性の判断においては、親族の役職の重要性や親族との交流の有無などを考慮するものとされている（大野晃宏ほか「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令の解説」旬刊商事法務 1862 号 20 頁）。

#### 【記載例】

##### （３）社外役員に関する事項

…（略）…

##### ③当社または特定関係事業者との関係

監査役〇〇〇〇氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である〇〇〇〇株式会社の業務執行取締役（取締役社長）の三親等以内の親族（〇〇）であります。

社外役員が次のイまたは□に掲げる場合の区分に応じ、イまたは□に定めるものから当事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）を記載する（施行規則 124 条 1 項 7 号）。

イ 当社に親会社等がある場合 親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く。）

□ 当社に親会社等がない場合 当社の子会社

【記載例】

(3) 社外役員に関する事項

①～②… (略) …

③社外役員が当社の親会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額  
〇〇百万円

本項目ではなく、「(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」において記載することも考えられる。

#### ④事業年度末日において社外取締役を置いていない場合

事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社に限る。）であって金融商品取引法 24 条 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、会社役員に関する事項として、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容に含めなければならない（施行規則 124 条 2 項）。

#### 【記載例】

##### （３）社外役員等に関する事項

##### ①～③

…（略）…

##### ④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、その理由は…（略）…

社外取締役を置くことが相当でない理由について記載義務のある会社は、見出しを「（４）社外役員等に関する事項」とし、項目「①社外取締役を置くことが相当でない理由」を設けて記載する。

なお、当該理由は、当該事業年度における事情に応じて記載しなければならず、社外監査役が 2 人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない（施行規則 124 条 3 項）。



## 6 会計監査人に関する事項

会計監査人に関する事項として、以下の事項を記載する（施行規則 126 条）。

|   | 記載事項                                                                                                                                                        | 根拠条文            |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ① | 会計監査人の氏名または名称                                                                                                                                               | 施行規則 126 条 1 号  |
| ② | 当事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意（会社法 399 条 1 項・2 項）した理由                                                                                               | 施行規則 126 条 2 号  |
| ③ | 非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容                                                                                                                               | 施行規則 126 条 3 号  |
| ④ | 会計監査人の解任または不再任の決定の方針                                                                                                                                        | 施行規則 126 条 4 号  |
| ⑤ | 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項                                                                                                          | 施行規則 126 条 5 号  |
| ⑥ | 会計監査人が過去 2 年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項                                                                             | 施行規則 126 条 6 号  |
| ⑦ | 会計監査人と当社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）                                                        | 施行規則 126 条 7 号  |
| ⑧ | 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人に当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額                                                                                                    | 施行規則 126 条 8 号イ |
| ⑨ | 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類の監査をしているときはその事実                                                                                              | 施行規則 126 条 8 号ロ |
| ⑩ | 辞任した会計監査人または解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、その会計監査人の氏名または名称、意見があるときはその意見の内容、辞任後最初に招集される株主総会において述べる辞任の理由があるときはその理由等（当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。） | 施行規則 126 条 9 号  |

- (1) 会計監査人の名称（施行規則 126 条 1 号）
- (2) 会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由（施行規則 126 条 2 号・8 号）
- (3) 非監査業務の内容（施行規則 126 条 3 号）
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針（施行規則 126 条 4 号）

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

〇〇監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 〇〇百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 〇〇百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、〇〇株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（〇〇監査法人）による監査を受けております。

3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、〇〇監査法人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である〇〇業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

〔説明〕

「①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」については、会社法上の会計監査人（複数いる場合は各別）の報酬等の額を記載する。ただし、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を区分することができない場合には（注）1のような記載をする。

事業報告作成会社が有価証券報告書提出会社であり、大会社（会社法 2 条 6 号）であるときは、以下に掲げる事項についても記載する。

|   | 記載事項                                                                                                                                                            | 根拠条文            |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ① | 当社の会計監査人である公認会計士（公認会計士法 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）または監査法人に当社およびその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額                                                             | 施行規則 126 条 8 号イ |
| ② | 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当社の子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類（これらに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実 | 施行規則 126 条 8 号ロ |

上記①の「支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」とは、当事業年度に係る連結損益計算書に記載すべきものに限られ、当事業年度の終了後に支払われる予定のものも含まれる。

会計監査人に対して公認会計士法 2 条 1 項の監査業務以外の業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容を記載する。非監査業務については、公認会計士法 2 条 2 項で、「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、または財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。」とされており、国際財務報告基準の適用に関する助言業務、コンフォートレター作成業務、財務デューデリジェンス業務等が対象となるものと考えられる。

「当該報酬について監査役会が同意した理由」については、取締役が会計監査人の報酬を定める場合、監査役会の同意を得なければならず（会社法 399 条 1 項）、当該同意をした理由について記載する。

## (5) その他

当社と会計監査人との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要について記載する(施行規則 126 条 7 号)。

### 【記載例】

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は〇〇監査法人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は金〇円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

会計監査人が業務の停止処分を受けている場合には、以下の事項を記載する。

|   | 記載事項                                                                          | 根拠条文           |
|---|-------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ① | 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項                            | 施行規則 126 条 5 号 |
| ② | 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項 | 施行規則 126 条 6 号 |

辞任した会計監査人または解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、以下の事項（当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）を記載する（施行規則 126 条 9 号）。

|   | 記載事項                                                           | 根拠条文            |
|---|----------------------------------------------------------------|-----------------|
| ① | 会計監査人の氏名または名称                                                  | 施行規則 126 条 9 号イ |
| ② | 監査役会により解任されたときに監査役から株主総会に報告された解任の理由があるときはその理由                  | 施行規則 126 条 9 号ロ |
| ③ | 会計監査人が株主総会に出席して意見を述べたときはその意見の内容                                | 施行規則 126 条 9 号ハ |
| ④ | 解任または辞任後最初に招集される株主総会に出席して辞任した理由または解任についての意見が述べられたときは、その理由または意見 | 施行規則 126 条 9 号ニ |

## 7 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況(施行規則 118 条 2 号)

### 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第 362 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- ①当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
… (略) …
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
… (略) …
- ③当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
… (略) …
- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
… (略) …
- ⑤当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
… (略) …
- ⑦上記⑥の従業員の取締役からの独立性に関する事項  
… (略) …
- ⑧監査役の上記⑥の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
… (略) …
- ⑨監査役への報告に関する体制
  - ・取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

…（略）…

- ・子会社の取締役、監査役、従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
…（略）…

⑩上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
…（略）…

⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
…（略）…

⑫その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
…（略）…

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

…（略）…

〔説明〕

事業報告には、事業年度中に存在した決定または決議（当該事業年度よりも前にされた決定または決議が当該事業年度においても有効に存在している場合の当該決定または決議を含む。）の内容の概要を記載するものとされている（小松岳志＝澁谷亮「事業報告の内容に関する規律の全体像」旬刊商事法務1863号12頁）。

なお、事業年度の末日後に新たな決定または決議がされた場合には、最新の決定または決議の内容の概要を事業報告に記載することも考えられるが、この場合には、施行規則129条1項5号に定める監査役の監査報告の内容は、事業報告に記載された最新の決定または決議についてではなく、事業年度中に存在していた以前の決定または決議について、その内容および運用の相当性を述べるものとする（前掲 小松＝澁谷24頁）。



## 8 会社の支配に関する基本方針(施行規則 118 条 3 号)

### 7. 会社の支配に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容の概要

… (略) …

#### (2) 次に掲げる取組みの具体的な内容の概要

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

… (略) …

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

… (略) …

#### (3) 上記 (2) の取組みに関する当社取締役会の判断およびその理由

上記 (2) の各取組みにつきましては…という理由により、当社取締役会として、いずれも次に掲げる要件に該当するものと判断しております。

①当該取組みが上記 (1) の基本方針に沿うものであること

②当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

③当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

### 〔説明〕

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、以下の事項について記載する(施行規則 118 条 3 号)。

|   | 記載事項                                                                                                                            | 根拠条文            |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ① | 基本方針の内容の概要                                                                                                                      | 施行規則 118 条 3 号イ |
| ② | 以下の取組みの具体的な内容の概要<br>i .当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み<br>ii .基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み | 施行規則 118 条 3 号ロ |
| ③ | ②の取組みが、基本方針に沿っており、株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断およびその理由                                                  | 施行規則 118 条 3 号ハ |

会社が株主を選ぶ方針を定めている場合に記載が必要となる事項である。すなわち、「このような株主は排除したい」ということを定めているときに記載が必要になると考えられる。



## 9 剰余金の配当等の決定に関する方針(施行規則 126 条 10 号)

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、…連結当期純利益に対する配当性向の当面の目標を○%以上とし、…といたします。

この配当方針に基づき当期の期末配当につきましては、…（略）…

また、自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を実行するため、…であります。

### 〔説明〕

定款において、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定することができる旨を定める会社は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載する（施行規則 126 条 10 号）。施行規則 126 条 10 号では、剰余金の配当や自己株式の取得に関する取締役会の権限を、当期および将来にわたって、どのような方針に基づいて行使するかを記載しなければならないとされている（相澤・論点解説 450 頁）。

剰余金の配当等の決定を取締役に授けられる旨の定款規定がない会社においては、剰余金の配当等の決定に関する方針を記載しなくてもよいが、配当等の方針は株主の最大の関心事の一つであることから、任意に方針を記載することもあると考えられる。方針の記載は、独立した項目にせず、「1. 企業集団の現況に関する事項」の箇所に記載することもある。

## <ご参考> 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示

### (1) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示とは

- ・2016年、2017年の政府の成長戦略に掲げられているもので、2017年12月28日の内閣官房、金融庁、法務省および経済産業省の連名の公表資料により、共通化の内容が示されている。
- ・諸外国では決算期末から株主総会開催日までの期間が長く、わが国の会社法と金融商品取引法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を開示する一つの書類を作成し、株主総会前に開示している企業が多い。
- ・諸外国と同様、一体の書類または二つの書類の段階的もしくは同時提出のいずれの方法による開示（すなわち事業報告等と有価証券報告書の一体的開示）を行いやすくする環境整備の一環として、当面、類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図るもの。
- ・一体化に向けた対応として、①開示府令・法務省令の改正や、②法令解釈の公表等がうたわれており、2018年3月末決算会社から採用可能になると想定される。

### (2) 一体的開示の対象事項

| 事業報告                                    | 有価証券報告書                           |
|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 「直前三事業年度の財産及び損益の状況」(施行規則 120 条 1 項 6 号) | 「主要な経営指標等の推移」(開示府令第三号様式記載上の注意(5)) |
| 「主要な事業内容」(施行規則 120 条 1 項 1 号)           | 「事業の内容」(開示府令第三号様式記載上の注意(7))       |
| 「重要な親会社及び子会社の状況」(施行規則 120 条 1 項 7 号)    | 「関係会社の状況」(開示府令第三号様式記載上の注意(8))     |
| 「使用人の状況」(施行規則 120 条 1 項 2 号)            | 「従業員の状況」(開示府令第三号様式記載上の注意(9))      |
| 「事業の譲渡」(施行規則 120 条 1 項 5 号八からへまで)       | 「経営上の重要な契約等」(開示府令第三号様式記載上の注意(14)) |
| 「主要な営業所及び工場」(施行規則 120 条 1 項 2 号)        | 「主要な設備の状況」(開示府令第三号様式記載上の注意(18))   |
| 「上位十名の株主に関する事項」(施行規則 122 条 1 号)         | 「大株主の状況」(開示府令第三号様式記載上の注意(25))     |

| 事業報告                                                                    | 有価証券報告書                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 「新株予約権等に関する事項」(施行規則 123 条 1 号・2 号)                                      | 「ストックオプション制度の内容」(開示府令第三号様式記載上の注意(27))                    |
| 会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」(施行規則 121 条 2 号・8 号)                          | 「役員の状況」(開示府令第三号様式記載上の注意(36))                             |
| 「社外役員の重要な兼職に関する事項」(施行規則 124 条 1 項 1 号・2 号)                              | 「社外役員等と提出会社との利害関係」(開示府令第三号様式記載上の注意(37)及び開示ガイドライン 5-19-2) |
| 「社外取締役を置くことが相当でない理由」(施行規則 124 条 2 項)                                    | 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」(開示府令第三号様式記載上の注意(37))                |
| 「会社役員の報酬等」(施行規則 121 条 4 号から 6 号まで並びに 124 条 1 項 5 号・6 号)                 | 「役員の報酬等」(開示府令第三号様式記載上の注意(37))                            |
| 「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」(施行規則 126 条 2 号・8 号) | 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」(開示府令第三号様式記載上の注意(38))                 |

## Ⅲ 株主総会参考書類

### 1 株主総会参考書類に係る規定

株主総会の招集の決定事項として、書面投票（＊１）または電子投票（＊２）によることを定めたときは、招集者は、株主総会の招集に際し、法務省令で定めるところにより、株主に対し、株主総会参考書類（＊３）および議決権行使書面（＊４）を交付しなければならない〔会社法 301 条、同 302 条〕。

（＊１）株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使すること〔会社法 298 条 1 項 3 号〕

（＊２）株主総会に出席しない株主が電磁的な方法によって議決権を行使すること〔同項 4 号〕

（＊３）議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類〔会社法 301 条 1 項括弧書〕

（＊４）株主が議決権を行使するための書面〔同上〕

—「法務省令で定めるところ」として、株主総会参考書類に関しては施行規則 65 条が、議決権行使書に関しては施行規則 66 条がある。

### 2 株主総会参考書類に記載すべき事項

株主総会参考書類に記載すべき事項は、施行規則第 2 款（73 条～94 条）に定めるところによる〔施行規則 65 条 1 項〕。すべての議案に対し、通則である施行規則 73 条が適用される。また、個々の議案について記載すべき事項は、施行規則 74 条以下に定められている。

なお、「剰余金の配当に関する議案」や「定款変更に関する議案」のように、個々の議案について記載すべき事項が施行規則に規定されていない場合は、通則〔施行規則 73 条〕に従うとともに、法令上で決議すべき事項等を議案として記載する。

株主総会参考書類には、作成時点の内容を記載する。株主総会の招集の決定事項には、株主総会参考書類に記載すべき事項が含まれている〔施行規則 63 条 3 号イ〕ことから、招集に係る取締役会で決定した時点の内容を記載することとなる。

## ○通則〔施行規則 73 条〕

- (a) 議案〔施行規則 73 条 1 項 1 号〕
- (b) 提案の理由（議案が取締役により提案されたものに限り、説明義務を負う事項についての説明内容を含む。）〔同項 2 号〕
- (c) 議案につき会社法 384 条または同 389 条 3 項の規定により（監査役が）株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要〔同項 3 号〕
- (d) 株主の議決権の行使について参考となると認める事項〔同 2 項〕
- (e) 他の書面（電磁的方法により提供する事項を含む。）、招集通知または提供事業報告に記載している事項については、株主総会参考書類に重複記載することは要しない〔同 3 項、4 項〕。

（留意点）⇒上記（a）から（e）に対応

- (a)：すべての議題において記載する。
- (b)：会社提案のすべてにおいて記載する。
- (c)：該当するときは、記載する（該当しないことが通例）。
- (d)：参考となると認めるときは記載することができる。
- (e)：他の書面等に記載していることを明らかにすることにより、株主総会参考書類に重複記載することを省略できる。

## ○委任状の勧誘との関係

議決権を行使することができる株主の数が 1,000 名以上である場合には、書面投票ができることを定めなければならない。ただし、金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社は、次の場合（\*）、委任状の勧誘をもって書面投票に替えることができる〔会社法 298 条 2 項、施行規則 64 条〕。

議決権の代理行使の勧誘を行おうとするものは、当該勧誘に際し、その相手方に対し、委任状の用紙および代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令）で定めるものを記載した書類を交付しなければならない〔金商法施行令 36 条の 2〕。

\* 議決権を行使することができる株主の全部に対して、金融商品取引法の規定に基づき、株主総会の招集に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合

### 3 剰余金の処分に関する議案

#### 株主総会参考書類

議案および参考事項

第○号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 期末配当に関する事項

提案の理由 { 当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用いるとともに、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から、次のとおりといたしたいと存じます。

|        |                                |                  |
|--------|--------------------------------|------------------|
| 議案部分 { | (1)配当財産の種類                     | 金銭               |
|        | (2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | 当社普通株式 1 株につき○円  |
|        | (3)剰余金の配当が効力を生ずる日              | 総額○円<br>平成○年○月○日 |

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

提案の理由 { 内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

|        |                     |           |
|--------|---------------------|-----------|
| 議案部分 { | (1)増加する剰余金の項目およびその額 | 別途積立金○円   |
|        | (2)減少する剰余金の項目およびその額 | 繰越利益剰余金○円 |

株主総会参考書類の冒頭には「株主総会参考書類」という見出しを付けるのが通例。

## ①議案

- (a)剰余金の処分の件という議題であるが、内容的には、「剰余金の配当に関する議案」および「剰余金の処分に関する議案」の2つの議案により構成されており、本記載例では、「1. 期末配当に関する事項」および「2. その他の剰余金の処分に関する事項」の2つの部分に分け記載されている。場合によっては、提案の理由において配当と処分を一括して記載することもある。
- (b)配当はあるが、その他剰余金の処分がない場合には、議題を「剰余金の配当（第○期期末配当）の件」としても差し支えない。

## ②「1. 期末配当に関する事項」における基本的な記載事項

提案の理由（前頁のゴシック文字の部分）のほか、議案として株主総会で決定すべき事項〔会社法454条1項〕を記載する。

- (a) 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額〔会社法454条1項1号〕
- (b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項〔同項2号〕
- (c) 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日〔同項3号〕
  - \* 種類株式を発行しているときは、会社法454条2項に掲げる事項、配当財産が、金銭以外の財産であるときは同条4項に掲げる事項を定めることができる。

## ③「2. その他の剰余金の処分に関する事項」における基本的な記載事項

提案の理由（前頁のゴシック文字の部分）のほか、議案として株主総会で決定すべき事項〔会社法452条、計算規則153条1項〕を記載する。

- (a) 増加する剰余金の項目〔計算規則153条1項1号〕
- (b) 減少する剰余金の項目〔同項2号〕
- (c) 処分する各剰余金の項目に係る額〔同項3号〕

## ④定款に分配特則規定〔会社法459条2項・同460条2項〕があるときは、剰余金の配当等は、取締役会決議により決定することができる。

さらに定款において株主総会の議案としない旨の規定がある場合には、取締役会決議のみにより決定されることになる。



## 4 取締役選任に関する議案

### 第〇号議案 取締役〇名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役全員（〇名）は任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため〇名増員し、取締役〇名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生年月日                     | 略歴、地位、担当および <u>重要な兼職の状況</u>                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>〇    | ふ り が な<br>〇 〇 〇 〇<br>昭和〇年〇月〇日生 | 昭和〇年〇月 当社 入社<br>平成〇年〇月 当社 総務部長（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>〇〇株式会社 代表取締役社長                 | 〇株             |
| 〇         | ふ り が な<br>△ △ △ △<br>昭和〇年〇月〇日生 | 昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社<br>昭和〇年〇月 同社〇〇部長<br>平成〇年〇月 同社代表取締役社長<br>（現任）<br>平成〇年〇月 当社社外取締役（現任） | 〇株             |
|           | （以下略）                           |                                                                                    |                |

- （注） 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. △△△△氏は社外取締役候補者であります。  
 4. △△△△氏を社外取締役候補者とした理由は、・・・・・・であります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
 5. 社外取締役候補者△△△△氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって〇年であります。  
 6. △△△△氏は、〇〇証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。  
 7. 当社は△△△△氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金〇円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

① 取締役選任議案の基本的な記載事項〔施行規則74条1項、2項他〕

—法定事項—

- (a) (ア) 候補者の氏名、生年月日および略歴、ならびに就任の承諾を得ていないときは、その旨〔施行規則74条1項1号・2号〕  
(イ) 責任限定契約の内容の概要〔同項4号〕
- (b) 参考書類作成会社が公開会社〔会社法2条5号参照〕であるとき〔施行規則74条2項〕  
(ア) 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数）  
(イ) 候補者が就任した場合において第121条第8号<sup>2</sup>に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実  
(ウ) 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要  
(I) 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位および担当
- (c) 候補者番号〔同66条1項1号イ参照〕  
—2人以上の候補者があるときにおける各候補者の選任についての賛否を記載する欄（書面投票または電子投票）

○提案の理由として「本株主総会終結の時をもって、取締役○名は任期満了となりますので、」等を記載。

○候補者が1名の場合は、候補者番号欄は設けない（監査役および会計監査人選任議案において同じ。）。

○監査等委員である取締役を選任する際は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任しなければならない（会社法329条2項）ため、別議案とすることが通常です。監査等委員である取締役に関する選任議案については、監査役の選任議案と異なり、略歴欄に担当を記載することが考えられます。

(a)(イ)責任限定契約の内容の概要〔施行規則74条1項4号〕

<sup>2</sup> 施行規則第121条第8号の定めとは、事業報告の記載事項である株式会社の会社役員に関する事項における「当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く）の重要な兼職の状況」である。

(注) 7. 取締役として有能な人材を迎えることができるよう、定款第〇条に基づき、取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金〇円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。当社は、〇〇氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再選が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また□□氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

—法定事項—

当該候補者と当該株式会社との間で責任限定契約を締結しているとき、または当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要

○重要な兼職の状況における重要性の判断

⇒会社判断によって決定する（以下「重要性」が要件となる他の規定について同じ）。

兼職先との取引の内容等から判断する（代表者であっても必ずしも重要な兼職となるわけではない。）。

⇒重要な兼職の判断時点は、株主総会参考書類の作成時点である。他方で、将来予定される就任時までに当該兼職に該当する他の職から離れることが明らかな場合や将来予定される就任後間もなく当該兼職から離れることが明らかな場合には、当該兼職は重要なものではないといえる。<sup>3</sup>

○「現に当該会社の取締役・・・」の「現に」とは株主総会参考書類作成時点においてということ。

⇒同様に、「過去に」、「過去5年間」と記載されるときは、株主総会参考書類作成時点を起算点として考える。

○略歴欄では、上記の基本的記載事項以外に、会社判断による（任意）の記載として次の対応を行う会社が多い。

⇒候補者名に「ふりがな」を付す会社が大半。

⇒候補者が新任候補者であることを脚注等で記載する会社が多数。

<sup>3</sup> 大野晃宏＝小松岳志＝澁谷亮＝黒田裕＝和久友子「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令の解説」旬刊商事法務 1862 号

- ② 株式会社が公開会社であって、かつ、他の会社（他の者）の子会社等であるとき〔施行規則 74 条 3 項〕  
＜記載方法＞ ▽略歴欄を用いる方法〔下記記載例の下線部分〕は次のとおり

親会社等における地位および担当（関係箇所抜粋）

| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等                    |   |
|-----------------------------------------|---|
| ...                                     |   |
| 平成○年○月 当社 常務取締役（生産管理担当）（現任）             | } |
| 〔過去 5 年間の親会社またはその子会社（当社を除く）における地位および担当〕 |   |
| <u>□□株式会社 平成○年○月 資材部長</u>               |   |
| <u>平成○年○月 △△部長（現任）</u>                  |   |
| <u>●●株式会社 平成○年○月 取締役 財務部長</u>           |   |
| <u>平成○年○月 同 退任</u>                      |   |

\* このほか、  
・ 脚注で記載する方法、  
・ 略歴欄を用いるが、「平成○年○月」を記載しない方法がある。

—法定事項—

- (a)候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る）であるときは、その旨（施行規則74条3項1号）  
(b)候補者が現に他の会社（他の者）またはその子会社等（当該株式会社を除く、いわゆる兄弟会社）の業務執行者〔同2条3項6号参照〕であるときは、当該他の会社（他の者）における地位および担当（施行規則74条3項2号）  
(c)候補者が過去5年間に当該他の会社（他の者）の業務執行者であったことを当該株式会社が**知っているときは**、当該他の会社（他の者）における地位および担当（同項3号）

○過去5年間の状況について「**知っているときは**」とは

⇒参考書類作成会社として認識していなかったというためには、「十分な調査」をする必要がある（「知っているときは」が要件となる他の規定についても同じ。<sup>4</sup>）。

⇒企業集団の一員として上記の概略を「知っている」ことが比較的多い。<sup>5</sup>上記の事実（経歴を含む）を公表資料、親会社等への照会および候補者本人から人事情報の申告を求める方法により確認する。

別冊資料編7ページ以下参照。

<sup>4</sup> 事業報告の記載事項〔施行規則 124 条 3 号〕における「知っているときは」について、当該事項が記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果として、十分な調査を行うことなく「知らない」という整理を許容するものではない（法務省）。

<sup>5</sup> ただし、業務執行者には使用人も含まれ（施行規則 2 条 3 項 6 号ハ）、調査の対象範囲が広いので注意を要する。

③ 候補者が社外取締役候補者であるとき〔施行規則74条4項〕

公開会社であるか否かに係らず記載すべき事項（次の(a)の区分） と 公開会社が記載すべき事項（次の(b)の区分）がある。

＜記載方法＞ ▽略歴の欄外に脚注で記載する。

▽各記載事項の配列順序（脚注における番号）は適宜。

(a)参考書類作成会社が公開会社であるか否かに係らない記載事項

(ア) 候補者を社外取締役候補者とした理由等〔施行規則 74 条 4 項 1 号・2号〕

（注）1. ○○氏は、社外取締役候補者であります。

2. ○○氏につきましては、経営者として長年に亘り経験を積まれており、内部統制やコンプライアンスに  
関して的確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、選任をお願いする  
ものであります。

—法定事項—

当該候補者が社外取締役候補者である旨、および当該候補者を社外取締役候補者とした理由

＜上記の理由＞

＜ i ＞ 社外取締役候補者の定義規定〔施行規則 2 条 3 項 7 号へ〕よりこの定義に係る事項とする予定がある場合は記載。  
「特別取締役とする予定がある。」、「委員会設置会社の委員とする予定がある。」等

＜ ii ＞ 社外取締役の役割として期待される具体的な理由を記載。

「専門的な知見を有する者であることによる経営に対する適切な助言の期待」、「客観的・第三者的な視点による不当な  
事実発生の抑止効果」等

(イ) 社外取締役の候補者の意見〔施行規則 74 条 4 項 8 号〕

＜意見があるときに記載＞  
— 意見がないのが通例。

—法定事項—

前記(ア)および後記(b)に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(b) 参考書類作成会社が公開会社である場合の記載事項

(ア) 当社における不当な業務執行の事実等

—法定事項（施行規則 74 条 4 項 3 号）—

候補者が現に当社の社外取締役（社外役員（施行規則 2 条 3 項 5 号参照）に限る）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く）があるときは、その事実ならびに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

【記載例】当社における不当な業務執行の事実等

(注) 4. ○○氏が社外取締役として在任中、当社において…に関する不適切な取引が行われました。同氏は、取締役会において法令遵守を徹底するよう適宜発言しておりましたが、当該事実が発覚するまでその事実を認識することができませんでした。事実発生後、同氏は、法令を遵守した業務の執行が行われるよう、内部統制システムの構築と運用のため諸施策を提言いたしました。

記載するとき

現任の社外取締役が「再任」される場合、最後に選任された後に、当社において、不当な業務執行が行われた事実があるとき。

記載する事項

- ・ 不当な業務執行が行われた事実（重要でないものを除く）
  - ・ 発生の予防のためおよび発生後の対応としての行為の概要
- ※「不当な業務の執行」とは、使用人によるものを含み、必ずしも違法なものに限らない。



(イ) 候補者が取締役等に就任していた他の株式会社における不当な業務執行の事実等

—法定事項（施行規則 74 条 4 項 4 号）—

候補者が過去 5 年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当社が**知っているときは**、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役または監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む）

【記載例】他の株式会社における不当な業務執行の事実等

（注）5. ○○氏は、○○株式会社の社外取締役であります。その在任中、同社は、…営業店において発生した横領事件の発生を受け、…○○法に基づく行政処分（業務改善命令）を受けました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。日頃から取締役会において、法令等遵守に関する様々な提言を行っており、当該事件の発覚後においても、チェック態勢強化等の再発防止策等について積極的に助言を行っております。

記載するとき

社外取締役候補者が、過去 5 年間に「他の株式会社の取締役、執行役または監査役」に就任していた場合、在任中に、当該他の会社において、不当な業務執行が行われた事実があることを当社が**知っているとき**。

記載する事項

他の株式会社において取締役・執行役の場合

- ・ 不当な業務執行が行われた事実（重要でないものを除く）

他の株式会社において社外取締役・監査役の場合

- ・ 不当な業務執行が行われた事実（重要でないものを除く）
- ・ 発生の予防のためおよび発生後の対応としての行為の概要

知っているとき

十分な調査が必要  
（前記 16 頁〈②（c）〉参照）  
別冊資料編 7 ページ以下参照

(ウ) 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者〔施行規則 74 条 4 項 5 号〕

(注) 6. ○○氏は、弁護士として長年の経験を有しているため、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

—法定事項—

当該候補者が過去に社外取締役または社外監査役（いずれも社外役員に限る）となること以外の方法で会社（外国会社を含む）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

○「経営に関与したことがない者」として、学識経験者や弁護士等が社外役員候補者となるときに記載。

＜判断した理由＞

前記③(a)(ア)（候補者を社外取締役候補者とした理由〔施行規則 74 条 4 項 2 号〕）と類似

— 専門的な知見を有する者であることによる経営に対する適切な助言の期待 等

→類似するものを合体させる方法として

(注) 2. ○○氏を社外取締役候補者とした理由は、（同氏は会社の経営に関与していませんが）弁護士として長年の経験と見識を有しているため、その専門的な経験と見識を、当社経営体制の強化に活かしていただきたいためであり、また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

○本例では「候補者を社外取締役候補者とした理由」〔施行規則 74 条 4 項 2 号〕と「社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由」〔施行規則 74 条 4 項 5 号〕を一体化させて脚注に記載している。

(I) 特定関係事業者等との関係  
—法定事項（施行規則 74 条 4 項 6 号）—

候補者が次のイ～へのいずれかに該当することを当社が**知っているときは**、その旨を記載

|   |                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 過去に当該会社またはその子会社の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）であったことがあること。                                                   |
| ロ | 当該会社の親会社等（自然人であるものに限り）であり、または過去 5 年間に当該会社の親会社等であったことがあること。                                              |
| ハ | 当該会社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員（業務執行者であるものを除く）であり、または過去 5 年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く）の業務執行者もしくは役員であったことがあること。 |

**特定関係事業者（施行規則 2 条 3 項 19 号）**

- ・親会社ならびに当該親会社の子会社および関連会社（親会社がない場合にあっては、当社の子会社および関連会社）
- ・当社の主要な取引先（法人以外の団体を含む） ↑附則 2 条 4 項により、親会社等でなく従前の例による

【記載例】特定関係事業者の業務執行者であること

（注） 7. 社外取締役候補者〇〇氏は、特定関係事業者である□□株式会社の業務執行者であります。…

「社外取締役候補者〇〇氏は、当社の主要取引先である□□株式会社の経理部長であります…」のように、「特定関係事業者」、「業務執行者」という表現を用いない記載方法もある。

|   |                                                                                                                                         |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く）を受ける予定があり、または過去 2 年間に受けていたこと。                                  |
| ホ | 次に掲げる者の配偶者、3 親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く）。<br>（1）当該会社の親会社等（自然人であるものに限り）<br>（2）当該会社または当該会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）      |
| ヘ | 過去 2 年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受け（合併等という）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当社が承継または譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当社の社外取締役または監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。 |

※ 「知っているとき」については、十分な調査が必要（前記 16 頁<②（c）>、20 頁<③(b)(i)> 参照）。

※ 事業報告の場合と異なり、重要性の基準がない反面（<ホ>を除く）、「その旨」を記載することとされる。

(イ) 社外取締役等の就任年数〔施行規則 74 条 4 項 7 号〕

(注) 8. 社外取締役候補者〇〇氏は現に当社の□□であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって〇年であります。

—法定事項—

当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役または監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

○ (社外) 監査役が、社外取締役候補者となる場合にも記載 ((社外) 監査役就任からの年数を記載。)

(参考) 親会社等および子会社等の定義

親会社等 (法 2 条 4 号の 2)。

|   |                                                                        |
|---|------------------------------------------------------------------------|
| イ | 親会社                                                                    |
| □ | 株式会社の経営を支配している者 (法人であるものを除く。) として法務省令 (施行規則 3 条の 2 第 2 項・第 3 項) で定めるもの |

子会社等 (法 2 条 3 号の 2)。

|   |                                                              |
|---|--------------------------------------------------------------|
| イ | 子会社                                                          |
| □ | 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令 (施行規則 3 条の 2 第 1 項・第 3 項) で定めるもの |

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由〔施行規則 74 条の 2〕

(a) 次のいずれにも該当する場合は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載しなければならない。

(ア) 社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社である。

(当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む)

(イ) 取締役就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任議案を当該株主総会に提出しない。

**特定監査役会設置会社**

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、金商法 24 条 1 項によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう（施行規則 74 条の 2 第 2 項）

(b) 上記 (a) の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。

この場合において、社外監査役が 2 人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない（施行規則 74 条の 2 第 3 項）。

【記載例】社外取締役を置くことが相当でない理由

(注) ○. 上記候補者に社外取締役候補者はおりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、……であります。

⑤ 事業報告の記載事項との重複関係〔施行規則 73 条 3 項、同 4 項〕

会社役員の再選議案があるときは、事業報告と株主総会参考書類の内容が同一または関連する場合がある。したがって、作成時期は後者のほうが若干遅くなることが多いと思われるが、相互にバランスをとり矛盾した記載とならないよう留意する。

なお、記載の重複を回避する通則規定〔施行規則 73 条 3 項・4 項〕を適用することができるが、採用する会社は多くはない。

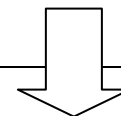
—法定事項—

- ・同一の株主総会に関して株主に対して提供する株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項または電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。
- ・同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知又は 437 条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、株主総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、株主に対して提供する招集通知又は 437 条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

## ⑥ 独立役員に関する開示

### a 金融商品取引所の上場規程の改定

独立役員である旨の記載は、大半の会社において行われている<sup>6</sup>。東京証券取引所では、上場規程を平成 24 年 5 月に改定。招集通知等において、独立役員に関する情報を株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するように努めることが、企業行動規範の望まれる事項（努力義務）となった。



#### (a) 提供方法

##### ア 株主総会参考書類

役員選任議案において、議案の対象となる役員を独立役員に指定する旨およびその独立性に関する事項を記載。

##### イ 事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立役員に指定されている社外役員を明示。

##### ウ 前記同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知に同封。

※ 独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても、独立役員に関する情報と同様の取扱いで提供するように努めることが、企業行動規範の望まれる事項（努力義務）となった。

#### (b) 独立役員に係る記載事項

株主総会参考書類の場合、次のような事項を記載。

##### ア 独立役員として指定する旨またはすでに指定している旨。

##### イ 取引所の定める独立役員の属性情報に関する記載（過去に親会社・兄弟会社・主要な取引先等の業務執行者であった者等）。

##### ウ 「取引」「役員相互就任」「寄付」などの関係がある場合にはその旨およびその概要。

<sup>6</sup> 有効に回答を行った1,736社において、独立役員の候補者がいた1,585社のうち、94.4%（1,497社。前年比+1.9Pt）が株主総会参考書類に独立役員の候補者であることを記載（「2016年版株主総会白書」（商事法務2118号）70頁参照）。



【株主総会参考書類上考えられる記載例】（東証の説明会資料に掲載されているもの）

- ・ ○○○○、□□□□、△△△△の 3 氏は社外取締役候補者です。上記 3 氏は上場証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、両証券取引所に全員を独立役員として届け出ています。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、当社インターネットホームページ（<http://www.xxxx...>）に掲載しています。
- ・ ○○○○氏について東京証券取引所の定める独立役員として届け出ています。同氏は過去 40 年以上前において当社の主要な取引先である●●●●株式会社に勤務していた経歴がありますが、永年にわたって弁護士として独立した活動を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しています。

「独立役員に指定する旨」の記載部分については、次のような記載内容も考えられる。

○○氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

○○氏は、○○証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員になる予定です。また、◇◇氏が原案どおり選任された場合新たに独立役員になる予定です。

## 【ご参考】社内役員候補者の選任理由（記載例）

CGコード原則3－1（v）において、取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明が求められていることもあり、2017年株主総会白書によれば60.9%が、社内役員候補者の選任理由を記載。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4          | <div>社内</div> <div>再任</div> <div>写真</div> <div>○ ○ ○ ○<br/>(昭和○年○月○日生)</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在任年数○年</li> <li>・取締役会への出席状況<br/>13回／13回（100.0%）</li> <li>・所有する当社株式数 10,000 株</li> </ul> </div> | <p>昭和○年○月 当社入社<br/> 平成○年○月 当社○○部長<br/> 平成○年○月 当社執行役員○○部長<br/> 平成○年○月 当社常務執行役員 ○○担当<br/> 平成○年○月 当社取締役常務執行役員 ○○担当、現在に至る</p> <p>●重要な兼職の状況<br/> ○○○○株式会社取締役</p> |
|            | 取締役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                               | ○○部門を管掌する取締役として、○○についての豊富な知識と経験を有しており、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                     |

## 5 監査役選任に関する議案

### 第3号議案 監査役○名選任の件

本株主総会の終結の時をもって監査役全員（○名）は任期満了となります。つきましては、監査役○名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏 名（生年月日）                         | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|--------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ○      | ふ り が な<br>○ ○ ○ ○<br>（昭和○年○月○日生） | 昭和○年○月 当社入社<br>平成○年○月 当社財務部長<br>平成○年○月 当社常勤監査役（現任）                                                             | ○株         |
| ※<br>○ | ふ り が な<br>△ △ △ △<br>（昭和○年○月○日生） | 昭和○年○月 弁護士登録<br>平成○年○月 ○○法律事務所代表（現任）<br>平成○年○月 株式会社○○○○ 社外監査役（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>○○法律事務所代表<br>株式会社○○○○ 社外監査役 | ○株         |
|        | （以下略）                             |                                                                                                                |            |

- （注）1. ※印は新任の監査役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. △△△△氏は社外監査役候補者であります。  
 4. △△△△氏を社外監査役候補者とした理由は、・・・・であります。また、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
 5. △△△△氏は、○○証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。  
 6. △△△△氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金○円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

① 監査役選任議案の基本的な記載事項〔施行規則 76 条 1 項、2 項他〕

—法定事項—

- (a) 参考書類作成会社すべて〔施行規則76条 1 項〕
  - (ア) 候補者の氏名、生年月日および略歴、
  - (イ) 就任の承諾を得ていないときは、その旨
  - (ウ) 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
  - (エ) 議案が会社法343条 2 項の規定により（監査役等から）請求されたものであるときは、その旨
  - (オ) 会社法345条 4 項において準用する同条 1 項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要
- (b) 参考書類作成会社が公開会社〔会社法 2 条 5 号参照〕であるとき〔施行規則76条 2 項〕
  - (ア) 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数）
  - (イ) 候補者が就任した場合において第 121 条第 8 号<sup>7</sup>に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
  - (ウ) 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位
- (c) 候補者番号〔施行規則66条 1 項 1 号イ参照〕
  - 2 人以上の候補者があるときにおける各候補者の選任についての賛否を記載する欄（書面投票または電子投票）

<sup>7</sup> 施行規則第 121 条第 8 号の定めとは、事業報告の記載事項である株式会社の会社役員に関する事項における「当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く）の重要な兼職の状況」である。

② 取締役選任議案と異なる部分

○社外監査役候補者の定義〔施行規則 2 条 3 項 8 号〕

⇒ 監査役に就任する前の 10 年間の間に社外取締役であったものは社外監査役候補者になれないことには留意。

○監査役に関する選任議案を株主総会に提出する場合、監査役（2 名以上ある場合では過半数、監査役会設置会社では監査役会）の同意を得なければならない〔会社法 343 条〕ことから、同意を得ていることについて記載することが通例。

(a) 基本的な記載事項〔施行規則 7 6 条 1 項、2 項〕で取締役選任議案と異なる点

(ア) 候補者が株式会社と特別利害関係があるときの事実の概要

－公開会社であるか否かに拘らず記載〔同 76 条 1 項 2 号、74 条 2 項 3 号対照〕。

(イ) 監査役の議題・議案提案権〔会社法 343 条 2 項〕の行使により提出されたものであるときは、その旨〔施行規則 76 条 1 項 4 号〕

(ウ) 監査役の選解任・辞任に関する現任監査役の意見陳述権〔会社法 345 条 1 項・4 項〕に基づく意見があるときは、その意見の内容の概要〔同項 5 号〕

（ご参考）辞任した監査役の辞任理由の陳述権〔会社法 345 条 2 項〕に基づく当該理由、監査役会等による会計監査人の解任の報告等〔旧商法施行規則 19 条・20 条対照〕は、事業報告の記載内容へ〔施行規則 121 条 6 号、126 条 9 号〕。

(I) 監査役には担当が存しないため、現任の監査役については地位のみを記載〔同 76 条 2 項 2 号、74 条 2 項 3 号対照〕。

(b) その他の事項で異なる点

不当を不正にする。報酬として対象外となるのは監査役報酬のみ。

## 6 取締役の報酬等に関する議案

### 第○号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成○○年○月○○日開催の第○○回定時株主総会において取締役の報酬額を年額○○○○○万円以内、監査役の報酬額を年額○○○○○万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化および第○号議案が可決されますと取締役が○名増員されることになる等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額○○○○○万円以内（うち社外取締役○○○万円以内）、監査役の報酬額を年額○○○○○万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は○名（うち社外取締役○名）、監査役は○名であります。第○号および第○号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は○名（うち社外取締役○名）、監査役は○名となります。

（注）下線部分は、次頁（④(a））参照。

## ① 取締役報酬議案における記載事項

### —法定事項—

#### a 算定の基準

取締役の報酬等に係る会社法 361 条 1 項各号に掲げる事項（次の イ～ハ ）の算定の基準 （施行規則 82 条 1 項 1 号）

イ 確定金額報酬：その額、ロ 不確定金額報酬：その具体的な算定方法、ハ 非金銭報酬：具体的な内容

b 既に定められている上記 a イ～ハを変更するときは、変更の理由 （施行規則 82 条 1 項 2 号）

c 2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数（同3号）

d 退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴（同4号）

e 監査等委員会設置会社である場合、会社法361条6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の概要（同5号）

f 議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない（施行規則82条2項）。

#### （公開会社の場合）

上記 a ～ c の事項について、**社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）に関するものは、それ以外の取締役と区分して記載しなければならない**（施行規則 82 条 3 項）。



## ② 監査等委員である取締役に関する定め

### —法定事項—

- a 監査役等委員会設置会社においては、会社法 361 条 1 項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない（会社法 361 条 2 項）⇒別議案とするのが通常
- b 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる（同 6 項）  
監査等委員である取締役の報酬等に関する議案についての記載事項は、施行規則 82 条の 2 に定められているが、社外取締役の報酬を区別して記載する必要がないこと以外は施行規則 82 条と同じ内容である。

## ③ 監査役報酬議案における記載事項

### —法定事項—

監査役報酬議案に係る施行規則 84 条は、上記取締役報酬に係る規定（施 82 条）に準ずる内容となっている。ただし、社外監査役の報酬について他の監査役と区分して記載する規定はない。なお、監査役の意見があれば、その内容の概要を記載（ないのが普通）。

## 【ご参考】事前交付・在任条件型の譲渡制限付株式付与のための報酬決定議案（記載例）

出所：「攻めの経営」を促す役員報酬 ～企業の持続的成長のための インセンティブプラン導入の手引～（平成29年9月時点版）  
（経済産業省産業組織課）

### 第●号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、年額●万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額●万円以内（うち社外取締役●万円以内）といたします。また、各取締役への具体的な配分については、〔指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して〕取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は●名（うち社外取締役●名）ですが、第●号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は●名（うち社外取締役●名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年●株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）<sup>8</sup>とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 当該取締役は、●年間から●年間までの間で当社の取締役会が定める期間<sup>9</sup>（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。〔ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものと

<sup>8</sup> 本議案においては、引受人に特に有利な金額（会社法第199条第3項参照）とならない払込金額の一例として取締役会決議の前営業日の終値を基準とする規定を置いているが、この他にも引受人に特に有利な金額とならない払込金額の規定方法はあるものと考えられる。

<sup>9</sup> 譲渡制限期間を取締役に委任する記載例としているが、株主に対して譲渡制限期間の目安を示すことが望ましいと考えられるため、期間の上限・下限を設定する例としている。このほか、本議案において、例えば3年間など譲渡制限期間を具体的に決定することも考えられる。

する。]

(2) 当該取締役が、●年間に●年間までの間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間<sup>10</sup>（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。 7

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

<sup>10</sup> 本割当株式の付与の前提として予定されている付与対象者の役務提供期間。なお、役務提供予定期間と譲渡制限期間を一致させる必要はないため、役務提供予定期間よりも譲渡制限期間の方が長い場合も想定される。例えば、1年間の役務提供予定期間の報酬に相当する分のR Sを発行し、その譲渡制限期間を3年間と設定することが考えられます。

- \* 作成時点における法令、関連諸規則、信頼できる情報、資料等に基づき作成しておりますが、これらの法令・諸規則の変更等により本資料に内容の変更がありえますので、ご留意願います。
- \* 本資料は、実務のご理解を深めていただくことを目的に作成していますので、法令解釈等の個別の事案に当社が責任を負う趣旨ではございません。個別事案の検討にあたっては弁護士・公認会計士・税理士等各専門家へのご確認をお願い申し上げます。
- \* 本資料の著作権は当社に帰属し、目的を問わず本資料の無断での複製または転用等を禁じます。